

岡山市埋立行為等の規制に関する条例の手引き

(平成21年4月)

岡山市都市整備局開発指導課

目 次

I	岡山市埋立行為等の規制に関する条例の概要	1
1.	条例の趣旨	1
2.	条例で使用される用語の定義	1
3.	埋立行為等の許可	1
4.	許可の対象	1
5.	技術的基準	1
6.	許可後の報告、届出等	2
7.	埋立行為等の完了検査	2
8.	その他	2
II	許可申請の手続き	4
1.	申請の前に留意すること	4
2.	事前協議・許可申請から完了までの流れ及びその概要説明（別表1・2）	4
3.	申請書の提出部数と提出先	4
III	事前協議書及び許可申請書作成要領	12
1.	申請書及び添付資料、設計図書の一覧表	12
2.	申請書及び添付資料の詳細	13
3.	設計図書の詳細	17
IV	許可後の届出、報告等について（諸手続の説明と書類作成要領）	19
1.	埋立行為等の着手	19
2.	土砂管理台帳の作成及び提出	19
3.	土砂搬入計画の届出	20
4.	水質検査の実施と報告	20
5.	完了検査	21
V	変更等に関する要領	29
1.	変更・廃止許可	29
2.	埋立行為等変更・廃止許可申請の添付資料、設計図書について	29
3.	埋立行為等軽微変更届出書	31
4.	埋立行為等承継届出書	32
VI	その他	32
1.	事前相談	32
2.	住民等への周知及び紛争防止	32

I 岡山市埋立行為等の規制に関する条例の概要

1. 条例の趣旨

岡山市では、昭和61年に土の採取及び残土（土砂）の埋立てによる災害発生防止を目的として「岡山市土採取等規制条例（昭和61年市条例第26号）」を制定し、届け出制により、都市計画法及び県条例（岡山県県土保全条例昭和48年岡山県条例第35号）での規制対象外の開発行為を規制してきました。

その後、残土処分等の行為の実態やそれを取巻く環境は、上記条例の制定当時とは大きく変化しました。また、時代の変化とともに、周辺住民への情報開示や環境面での安全性確保といったことが強く求められるようになりました。このような現状を踏まえ、生活環境の向上と保全を図るための規制を強化することを目的として、平成17年に「岡山市埋立行為等の規制に関する条例（平成17年市条例第90号）」を制定しました。

本条例は、許可制となっており、必要があると認められるときには措置命令等を行うことにより、災害の防止及び生活環境の保全を図るために万全を期することとしています。

2. 条例で使用される用語の定義（条例第2条）

- (1) 埋立行為 土砂による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積をいう。
- (2) 埋立行為等 埋立行為及び土砂の採取を行う行為をいう。
- (3) 事業区域 埋立行為等に供される土地の範囲（進入路の敷地、排水施設の敷地その他当該埋立行為等の用に供される土地の区域を含む。）をいう。
- (4) 事業者 埋立行為等に関する工事の注文者又は請負工事によらないで自ら埋立行為等を行う者をいう。
- (5) 施工者 埋立行為等に関する工事の請負人又は請負工事によらないで自らこれらの工事をする者をいう。

3. 埋立行為等の許可（条例第7条）

市域内で埋立行為等を行う者は、市長の許可を受けなければなりません。その埋立行為等の計画が、許可の基準に適合していなければ許可は受けられません。なお、市長は、許可に際して、工事施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付することができます。

また、施行規則により、許可の有効期間は3年と定められています。（施行規則第6条）

4. 許可の対象（条例第7条第1項、施行規則第5条）

埋立行為等の区域の面積が、1,000㎡以上のものが許可の対象になります。なお、許可の対象となる埋立行為等の考え方、面積を判断するに当たっての一団の土地の考え方については、P.3の「岡山市埋立行為等の規制に関する条例の運用基準」（資料1）のとおりです。

5. 技術的基準（条例第9条、施行規則第10条）

技術的な基準は、岡山市埋立行為等の規制に関する条例施行規則に定める一般的基準のとおりです。

6. 許可後の報告、届出等 (条例第15条、第16条、第17条)

許可後においても、「土砂管理台帳」の作成による定期的な報告をしなければなりません。また、面積や規模等に応じて「土砂搬入計画」の届出であったり、「水質検査」の実施・報告をしなければなりません。

7. 埋立行為等の完了検査 (条例第18条)

許可事業者は、許可に係る埋立行為等が完了したときは、市長の確認を受けなければなりません。市長が確認した結果、許可の内容に適合していると認められたときは、検査済証が交付されます。

8. その他 (条例第20条、第21条、第23条、第24条)

条例若しくは規則の規定に反する行為が行われ、又は行われた場合において、災害若しくは生活環境の保全上の支障が現に生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、期限を定めて、災害防止又は生活環境の保全に必要な措置を事業者、施工者、土地所有者等に対して命ずることができます。

なお、市長が必要と認めるときは、立入調査をすることができ、必要に応じて埋立行為等に関する報告又は資料の提出を求める場合があります。

(資料1)

岡山市埋立行為等の規制に関する条例の運用基準

平成21年4月1日

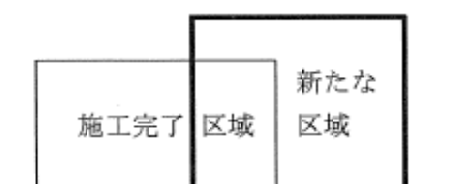
1 一団の土地の取り扱いについて

埋立行為等が施工中である土地の区域又は埋立行為等の検査済証の交付から1年を経過しない土地の区域に隣接又は近接する土地において施工する埋立行為等は、当該埋立行為等が施工中である土地の区域又は埋立行為等の検査済証の交付から1年を経過しない土地の区域を含んだ一団の土地において行う埋立行為等であるとみなす。ただし、次の全てに該当する場合は、一団の土地において行う埋立行為等であるとはみなさないものとする。

- (1) それぞれの埋立行為等について事業者及び施工者が違うこと。
- (2) それぞれの埋立行為等の用に供される土地について所有者が違うこと。
- (3) それぞれの埋立行為等の用に供される土地について公道に接しており、かつこの公道からそれぞれ出入りできること。
- (4) それぞれの埋立行為等に供される土地及び進入路並びに排水施設の敷地、その他の埋立行為等の用に供される土地が一連のものとして一体利用されていないこと。
- (5) それぞれ経営上独立して埋立行為等が行われること。

2 一団の土地の取り扱いについての補足

- (1) 埋立行為等が完了し、検査済証の交付から1年以上を経過した土地の区域（以下「施工完了区域」という。）を含めて新たに埋立行為等を行う場合は、施工完了区域のうち、進入路、排水施設等が一連のものとして一体的に利用される等で、新たな埋立行為等の施工に影響がある範囲の土地の区域を含んだ区域を一団の事業区域であるとみなす。
- (2) 施工完了区域に隣接して新たに埋立行為等を行う場合に、施工完了区域の進入路、排水施設等を利用するときは、施工完了区域のうち、進入路、排水施設等の敷地で一連のものとして一体利用される範囲の土地の区域を含んだ区域を一団の事業区域であるとみなす。



(1) の場合



(2) の場合

II 許可申請の手続き

1. 申請の前に留意すること

計画を立てる際には、以下の点に留意してください。

- ① 飲用水（井戸水）、かんがい用水等の水源として依存度が高い、もしくは密接な関係が考えられる地域や場所は極力避けるよう配慮してください。
- ② 事業区域内の土地の所有権及び埋立行為等の施行の妨げとなる権利（地上権、永小作権、質権、賃借権）を有する者の同意が必要です。
- ③ 埋立行為等の内容について、直接影響を受けると考えられる周辺住民（施行規則第14条で規定）への周知徹底を図り、問題が生じないよう調整を図ることが必要です。
- ④ この条例の制度に限らず、他の法令等で規制を受けているときは、所定の手続きが必要です。

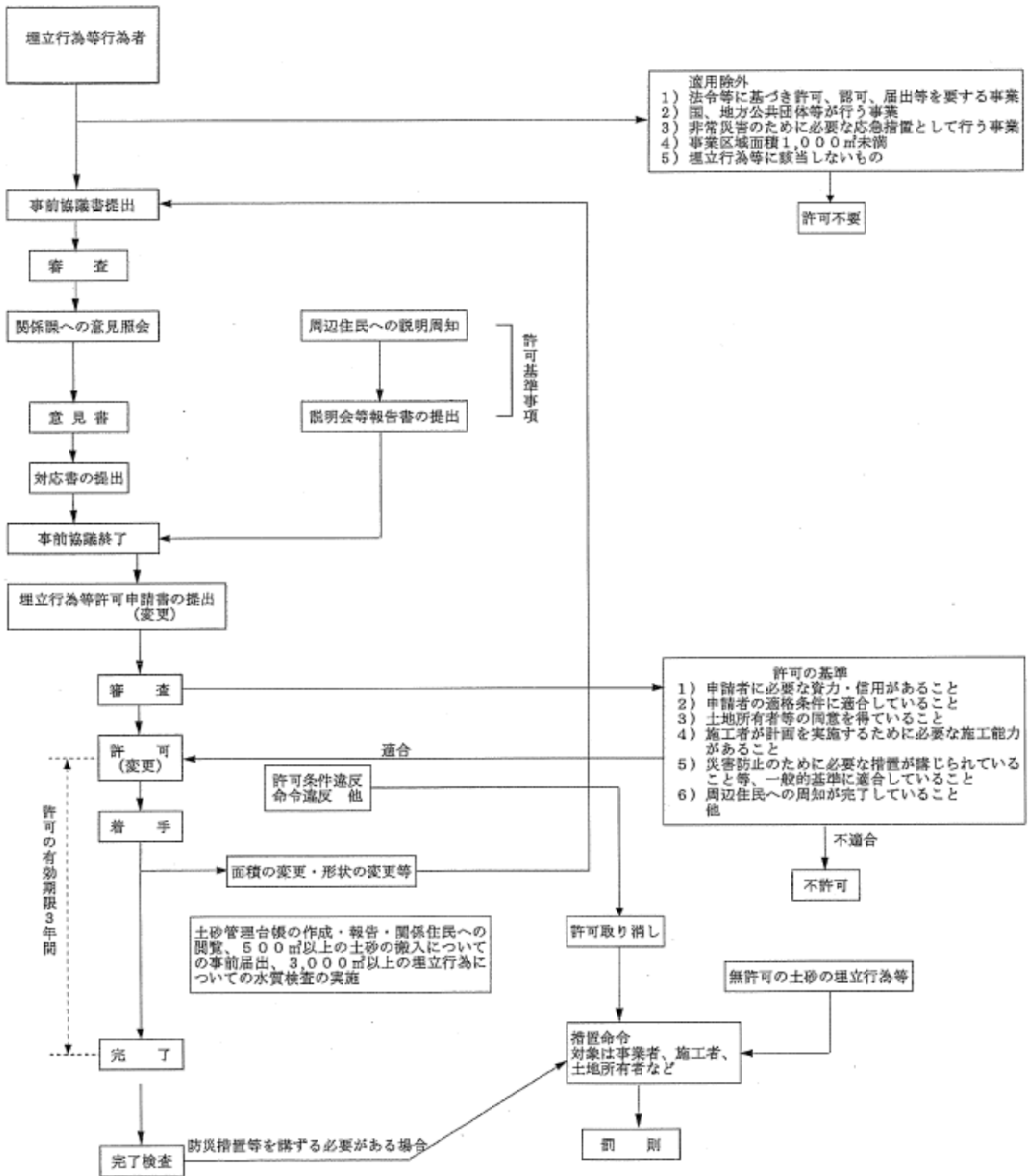
2. 事前協議・許可申請から完了までの流れ及びその概要説明

- (1) フローについては、P. 5の別表1のとおり
- (2) 事務手続きについての概要説明は、P. 6～8の別表2のとおり

3. 申請書の提出部数と提出先

- (1) 事前協議書及びその添付書類は、申請時においては、正本1通、副本（正本のコピー）1通を提出してください（その後、関係課への意見照会のために必要部数の提出をお願いすることになります。）。許可申請書及びその添付書類は、正本1通、副本2通（1通は申請書副本、1通は正本のコピー）を提出してください。副本は、正本と相違ないよう注意して作成してください。
- (2) 申請書の提出先は、都市整備局開発指導課です。

別表1 岡山市埋立行為等の規制に関する条例許可手続フロー図



別表2 事務手続きの説明（フロー図の説明）

(1) 事前協議

項 目	説 明
1 事前協議書提出 . . . ・事前協議書の受付 ↓	(1)様式は許可申請書と同じになっています。 (2)必要な添付書類を添付してください。
2 審 査 . . . ・添付書類のチェック ・指示事項 ↓	(1)条例の技術基準に基づき審査します。 (2)申請図書を審査し、不整合な箇所を指示事項として提示しますので、添付書類等を修正してください。
3 関係課への意見照会 . . .	(1)関係課へ意見照会します。申請内容に不明な事柄がある場合、現地において説明を求めることもあります。 (2)関係課へ事前に必要な書類を配付しますので、事前協議書を必要部数用意してください。
↓	
4 意 見 書 . . .	関係各課の意見を取りまとめた意見書を提示します。 他法令関係も整備してください。
↓	
5 対応書の提出 . . .	(1)申請者は、意見に対する対応書（P. 9の資料2のとおり）を作成してください。関係課と十分協議して作成し、回答する対応書の写しを当該関係課の担当者に事前に提出しておいてください。（意見に対する整備状況等を記載し記名捺印（申請書と同じもの）した上で、提出してください。） (2)提出された対応書の整備状況等を審査します。（関係課に整備状況を確認します。）
↓	
6 事前協議終了 . . .	事前協議が終了し、事前協議終了通知書（P. 10の資料3のとおり）が交付されます。

(2) 許可申請

項 目	説 明
1 埋立行為等許可申請書の提出 . . . ・許可申請書の受付 ↓	(1)納付書を発行しますので、許可申請手数料（手数料一覧表はP. 12の資料4のとおり）を納付してください。 (2)受付簿へ登録し、申請書(正副)に受付印を押します。
2 審 査 . . .	条例に従い、申請書の審査及び技術基準に基づく審査をします。書類不備等あれば指示事項として提示しますので修正してください。
↓	
3 許 可 . . .	(1)許可申請の決裁をとり許可を行います。

	(2)埋立行為等許可通知書（申請書の副本）が交付されます。大切に保管してください。
--	---

(3) 埋立行為等着手から完了までの届出、申請

項 目	説 明
1 着 手 . . . ・ 標識の設置 (条例第13条、第14条、規則第15条) ↓	(1)許可事業者は、着手届出書を提出してください。着手届出書は着手日から起算して10日以内に提出してください。 (2)許可事業者は、規則で定める事項を記載した標識を事業区域内の公衆の見やすい場所に設置してください。
2 許可後の報告等 (1) 土砂管理台帳 . . . (条例第17条、規則第18条)	(1)埋立行為を行う場合は、使用された土砂について、発生場所ごとに土砂管理台帳を作成し、着手から3か月ごとにその写しを提出してください。 (2)土砂管理台帳は、当該3か月を経過した日から起算して20日以内に提出してください。 (3)提出された土砂管理台帳の写しは、埋立行為の完了又は廃止の日の翌日から3か月の間、住民の閲覧に供されます。
(2) 搬入計画の届出 . . . (条例第15条、規則第16条)	(1)発生土利用基準に定める土質区分基準のうち、第1種・第2種建設発生土に相当する土砂の搬入で、一建設工事当たりの搬入の総量が500㎡以上の場合、土砂搬入計画の届出書を提出してください。第3種・第4種建設発生土は搬入できません。 (2)土砂搬入計画の届出書は、搬入開始の日から起算して10日前までに提出してください。
(3) 水質検査の報告 . . . (条例第16条、規則第17条) ↓	(1)事業区域の面積が3000㎡以上の埋立行為、又は市長が必要と認めた埋立行為については、水質検査の報告をしてください。 (2)水質検査の報告は、埋立行為を開始した日から2か月ごとに、当該2か月を経過した日から14日以内に行ってください。
3 完 了 . . . (条例第18条) ↓	埋立行為等が完了したときは、完了した日の翌日から起算して10日以内に、埋立行為等完了届出書を提出してください。
4 完了検査 . . . ・ 関係課へ依頼 ・ 検査済証の交付 (条例第18条、規則第19条)	(1)完了検査の実施にあたっては、関係課へも意見を求めて現地検査を行い、総合的に判断します。 (2)検査の結果適合していると認められたときは、検査済証が交付されます。大切に保管してください。

(4) 変更申請等

項 目	説 明
1 事前協議書(変更)の提出 . . . ・事前協議書(変更)の受付 ↓	(1) 変更の内容により、必要な添付書類を指示しますので事前協議書(変更)に添付してください。(周辺住民への周知に関する書類は、この段階で必要です。) (2) 軽微な変更のときは、軽微変更届出書を提出してください(条例第10条)。このとき以下の手続きは不要です。
2 審 査 . . . ・添付書類のチェック ・指示事項 ↓	(1) 条例の技術基準に基づき審査します。 (2) 申請図書を審査し、不整合な箇所を指示事項として提示しますので、添付書類等を修正してください。
3 関係課への意見照会 . . . ↓	(1) 関係課へ意見照会します。申請内容に不明な事柄がある場合、現地において説明を求めることもあります。 (2) 関係課へ事前に必要な書類を配付しますので、事前協議書(変更)を必要部数用意してください。
4 意 見 書 . . . ↓	関係各課の意見を取りまとめた意見書を提示します。 他法令関係も整備してください。
5 対応書の提出 . . . ↓	(1) 申請者は、意見に対する対応書を作成してください。当初許可のときと同様に、回答する対応書の写しを当該関係課の担当者に事前に提出しておいてください。 (2) 提出された対応書の整備状況等を審査します。(関係課に整備状況を確認します。)
6 事前協議終了 . . . ↓	事前協議が終了し、事前協議終了通知書が交付されます。
7 変更許可申請書の提出 . . . ・変更許可申請書の受付 ↓	(1) 変更許可申請手数料を納付してください。 (2) 受付簿へ登録し、申請書(正副)に受付印を押します。
8 審 査 . . . ↓	当初許可のときと同様に、書類不備等あれば指示事項として提示しますので修正してください。
9 変 更 許 可 . . . ↓	(1) 変更許可申請の決裁を取り変更許可を行います。 (2) 埋立行為等変更許可通知書(申請書の副本)が交付されます。大切に保管してください。

(資料3)

岡 開 第 号
平成 年 月 日

様

岡山市長

㊟

事前協議終了通知書

平成 年 月 日付けで申し出がありました、事前協議書につきましては、平成
年 月 日付けで終了しましたので、事前協議書の副本を添えて通知します。

(資料4)

手数料一覧表

埋立行為等許可申請手数料	事業区域の面積による区分		金額
	0.3ヘクタール未満		130,000円
	0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満		200,000円
	0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満		270,000円
	1ヘクタール以上 3ヘクタール未満		400,000円
	3ヘクタール以上 6ヘクタール未満		520,000円
	6ヘクタール以上 10ヘクタール未満		670,000円
	10ヘクタール以上 100ヘクタール未満		890,000円
	100ヘクタール以上		890,000円に100ヘクタールを超える部分が100ヘクタールに達するまでごとに220,000円を加えた額
	埋立行為等変更許可申請手数料	変更の種類	
埋立行為等の計画変更に伴う事業区域の面積の変更		埋立行為等の計画及び事業区域の面積以外の変更	
面積の変更がない場合		ない場合	ア
		ある場合	ア+10,000円
面積が減少する場合		ない場合	イ
		ある場合	イ+10,000円
面積が増加する場合		ない場合	ウ+エ
		ある場合	ウ+エ+10,000円
埋立行為等の計画及び事業区域の面積以外の変更のみ		10,000円	
この表において、ア、イ、ウ及びエは、それぞれ次の額を表すものとする。 ア 事業区域の面積に応じた埋立行為等許可申請手数料に10分の1を乗じて得た額 イ 減少後の事業区域の面積に応じた埋立行為等許可申請手数料に10分の1を乗じて得た額 ウ 変更前の事業区域の面積に応じた埋立行為等許可申請手数料に10分の1を乗じて得た額 エ 増加面積に応じた埋立行為等許可申請手数料の額			

Ⅲ 事前協議書及び許可申請書作成要領

1. 申請書及び添付資料、設計図書の一覧表

区分	書類の要否		具体的な添付資料の名称等	
	事前協議	許可申請		
1	埋立行為等の事前協議書又は許可申請書	○	○	事前協議書又は埋立行為等許可申請書
2 添 付 資 料	(1)申請者の適格要件を判断するための書類	○	○	①申請者の住民票の写し ②定款又は寄附行為の写し ③法人登記簿の謄本等 ④役員の住民票の写し ⑤使用人の住民票の写し ⑥法定代理人の住民票の写し ⑦欠格要件に該当しないことを誓約する書面 ※ ①～⑥は、事前協議の段階ではコピーで結構です。許可申請時には原本を添付してください。 ※ ①～⑥は、許可申請書には申請日前3ヶ月以内に交付されたものを添付してください。
	(2)土地の登記簿謄本等及び公図の写し	○	○	①事業区域内の土地の登記簿謄本又は登記事項証明書 ②隣接する土地の登記簿謄本若しくは登記事項証明書又は登記事項要約書 ③公図の写し ※ 事前協議の段階ではコピーで結構です。許可申請時には原本を添付してください。 ※ 許可申請書には申請日前3ヶ月以内に交付されたものを添付してください。
	(3)区域の境界を明らかにする書面		○	①境界確定協議書 ②公共施設との境界確定協議書
	(4)土地所有者等の同意に関する書類		○	①事業区域内の権利者の一覧表 ②土地所有者の同意書 ③権利者の同意書
	(5)周辺住民への周知に関する書類	○	○	周辺住民への周知についての報告書
	(6)埋立行為等に係る土砂の予定量を示す書類	○	○	土砂の予定量の計算書
	(7)資金計画に関する書類		○	①資金計画書 ②残高証明書又は融資証明書

	(8)申請者の資力及び信用に関する書類		○	①申請者の資力及び信用に関する申告書 ②個人の場合は、事業税、所得税及び固定資産税に関する納税証明書 ③法人の場合は、財務諸表並びに法人税、法人事業税及び固定資産税に関する納税証明書
	(9)施工者の能力に関する書類		○	①施工者の能力に関する申告書 ②建設業法による建設業者の許可通知書の写し ③法人の場合は、登記簿謄本又は登記事項証明書
	(10)他法令の許可等に関する書類		○	他法令の名称及び許可等の処分の状況並びに許可書等の写し
3 設 計 図 書	(1)位置図	○	○	
	(2)周辺状況図	○	○	
	(3)現況図	○	○	
	(4)丈量図		○	申請区域の面積を算出した図面
	(5)防災計画平面図	○	○	目的に係る施設の規模及び構造を明示した図面
	(6)排水計画平面図	○	○	
	(7)計画断面図	○	○	
	(8)がけの断面図		○	
	(9)防災施設の構造図		○	認定擁壁の場合は認定書の写しを添付してください。
	(10)排水施設の構造図		○	
	(11)擁壁の構造計算書		○	認定擁壁の場合は認定書の写しを添付してください。
	(12)排水の流量計算書		○	
	(13)現況写真	○	○	

(注) 事前協議の欄で○の記載のないものでも状況に応じて添付を求める場合があります。また、市長が必要と認める書類は別途提出してください。

2. 申請書及び添付資料の詳細

区分	書類の名称	書類の説明、作成注意点等	備考
1	事前協議書又は埋立行為等許可申請書 (様式第1号)	(1)事前協議書及び許可申請書の申請者印は、実印で押印し、印鑑証明を添付してください。同様に、各添付資料の申請者印もすべて実印で押印してください。 (2)印鑑証明は事前協議の段階で原本(申請日前3ヶ月以内のもの)を添付してください。(許可申請時にも申請日前3ヶ月以内の印鑑証明が必要です。) (3)申請書は下記に注意して作成してください。 ①申請者は、埋立行為等に関する工事の請負人	・事前協議書と許可申請書は同じ書式になっています。 ・副本は、正本と相違がないよう注意して作成してください。

		<p>等ではなく、工事の注文者又は請負契約によらず自ら埋立行為等を行う者としてください。</p> <p>②「1 事業区域」の所在は地番まで記載してください。地目は土地登記簿上の地目と現況の地目の両方を記載してください。面積は水平投影面積（㎡）とし、算出は実測を原則とします。また、小数第2位（小数第3位切捨て）まで記載してください。</p> <p>③「3 埋立行為等の計画」について、別紙（「計画の内容」）様式に従って、具体的に記載してください。</p> <p>④「計画の内容」のうち、「防災施設」については、区域外への土砂流出防止対策及びその施工方法、沈砂池の規模及び構造を記載してください。</p> <p>⑤「計画の内容」のうち、「環境保全」については、水源、水系等を明示した上で、その保全対策について記載してください。</p> <p>⑥「4 埋立行為等の期間」について、着手から完了までの期間は最長でも3年までです。</p> <p>⑦「7 他法令の許可等」欄には、他法令の許可を受ける必要がある場合に、その法令の名称を全て記載してください。</p>	
2	申請者の住民票の写し	申請者が個人の場合には、住民票の写し（本籍地の記載のあるものに限る）を添付してください。	・許可申請では、申請日前3ヶ月以内に交付されたものに限る。
3	定款又は寄附行為の写し	申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為の写しを添付してください。	
4	法人登記簿の謄本等	申請者が法人の場合には、法人の登記簿謄本又は登記事項証明書を添付してください。	・許可申請では、申請日前3ヶ月以内に交付されたものに限る。
5	申請者の役員の住民票の写し	申請者が法人の場合には、役員の住民票の写し（本籍地の記載のあるものに限る）を添付してください。	・許可申請では、申請日前3ヶ月以内に交付されたものに限る。
6	欠格要件に該当しないことを誓約する書面	条例第9条第2号アからウまで、オ、キからケまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面を署名・捺印（実印）の上添付してください。	

7	使用人の住民票の写し	申請者に使用人がある場合には、使用人（岡山市内にある本店又は支店の代表者）の住民票の写し（本籍地の記載のあるものに限る）を添付してください。	・許可申請では、申請日前3ヶ月以内に交付されたものに限る。
8	法定代理人の住民票の写し	申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（本籍地の記載のあるものに限る）を添付してください。	・許可申請では、申請日前3ヶ月以内に交付されたものに限る。
9	事業区域内の土地の登記簿謄本等	事業区域内の土地の登記簿謄本又は登記事項証明書を添付してください。	・許可申請では、申請日前3ヶ月以内に交付されたものに限る。
10	事業区域内の土地の公図の写し	(1)法務局備えつけの公図の写しに事業区域の境界を朱書き、道を茶書き及び水路を青書きで示してください。 (2)謄写した法務局名、年月日、謄写者の氏名を記入の上、押印してください。	・許可申請では、申請日前3ヶ月以内に謄写したものに限る。
11	隣接する土地の登記簿謄本等	事業区域に隣接する土地の登記簿謄本若しくは登記事項証明書又は登記事項要約書を添付してください。	・許可申請では、申請日前3ヶ月以内に交付されたものに限る。
12	事業区域内の権利者の一覧表 (様式第10号)	(1)事業区域内の土地の所有者、その他埋立行為等の妨げとなる権利を有する者のすべてを記載してください。 (2)埋立行為等の妨げとなる権利とは、地上権、永小作権、質権、賃借権です。	
13	土地所有者の同意書 (様式第8号)	(1)土地所有者に条例第7条第3項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得、指定の同意書を作成して添付してください。 (2)同意書の印は実印とし、印鑑証明が必要です。	・同意書、印鑑証明ともに、申請日前3ヶ月以内のものに限る。
14	権利者の同意書 (様式第9号)	(1)埋立行為等の妨げとなる権利を有する者に条例第7条第3項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得、指定の同意書を作成して添付してください。 (2)同意書の印は実印とし、印鑑証明が必要です。	・同意書、印鑑証明ともに、申請日前3ヶ月以内のものに限る。
15	周辺住民への周知についての報告書	(1)周辺住民への周知について、説明会開催等の周知方法及びその概要を記載した報告書を署名・捺印（実印）の上提出してください。また、周辺住民の範囲を明示したものを添付してください。	

		(2)周辺住民の範囲は次のとおりです。 ①事業区域に隣接する土地の所有者 ②事業区域に隣接する土地を権原をもって使用し、又は管理する者 ③事業区域の境界線から200mの区域内に全部又は一部の区域が含まれる町内会(※1) ④事業区域の境界線から200mの区域内にある事業所及び住宅の居住者	※1 町内会とは、岡山市町内会名簿に登録されているものを言います。また、御津、灘崎地区は区単位とします。
16	土砂の予定量の計算書		
17	区域の境界を明らかにする書面 (様式第11号)	事業区域の境界は原則として地番区域とします。	
18	資金計画書 (様式第12号)	(1)指定用紙に下記事項の記載等をしてください。 ①工事費のうち整地工事費は、伐開、暗渠排水、切土盛土、敷地の整形、擁壁等について算定した金額 ②道路工事費は、路盤工、道路側溝、上置砂利、舗装等について算定した金額 ③排水施設工事費は、排水溝、沈砂池の工事費等について算定した金額 (2)自己資金については残高証明書を、借入金については融資証明書を添付してください。	・残高証明書、融資証明書は申請日前3ヶ月以内に交付されたものに限る。
19	申請者の資力及び信用に関する申告書 (様式第13号)	(1)指定用紙の(注)欄を参照の上、必要事項を記載し、署名・捺印(実印)の上提出してください。 (2)法人にあっては、最新の事業年度における財務諸表並びに法人税、法人事業税及び固定資産税(岡山市以外に不動産がある場合は、それも含みます。)に関する納税証明書を、個人にあっては、同じく事業税、所得税、固定資産税(同上)に関する納税証明書を添付してください。	・納税証明書は申請日前3ヶ月以内に交付されたものに限る。
20	施工者の能力に関する申告書 (様式第14号)	(1)指定用紙の(注)欄を参照の上、必要事項を記載し、署名・捺印(実印)の上提出してください。 (2)施工者印は実印とし、印鑑証明が必要です。 (3)建設業法による建設業者の許可通知書の写しを添付してください。 (4)法人にあっては、登記簿謄本又は登記事項証明書を添付してください。	・印鑑証明並びに登記簿謄本、登記事項証明書は申請日前3ヶ月以内に交付されたものに限る。
21	他法令の許可等に関する書面	他の法令の許可等を受ける必要がある場合は、当該法令の名称及び許可等の処分の状況を示し、	

		許可書等の写しを添付してください。	
22	その他	事業に関連して、市長が必要と認める資料及び図面等の提出を求めることがあります。	

3. 設計図書の詳細

区分	図面の種類	明示すべき事項	備考
1	位置図	(1)方位、縮尺 (2)事業区域の位置（赤線）	S = 1/10,000以上
2	周辺状況図	(1)方位、縮尺 (2)事業区域の境界（赤線） (3)法令の指定区域 (4)人家等建築物の位置及び距離 (5)土砂の搬入・搬出の経路	S = 1/2,500以上
3	現況図	(1)方位、縮尺 (2)事業区域の境界（赤線） (3)地形 (4)事業区域内及び事業区域周辺の公共施設	S = 1/500以上 ・相当範囲の外周区域を包括したもの
4	丈量図	(1)方位、縮尺 (2)事業区域の全面積 (3)切土又は盛土する部分の面積	S = 1/500以上
5	防災計画平面図	(1)方位、縮尺 (2)事業区域の境界（赤線） (3)縦横断線の位置及び記号 (4)等高線 (5)切土又は盛土の部分 (6)がけ又は擁壁の位置、形状及び記号 (7)ベンチマークの位置及び高さ	S = 1/500以上 ・等高線は2mの標高差を示すこと。
6	排水計画平面図	(1)方位、縮尺 (2)事業区域の境界（赤線） (3)排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、延長及び記号 (4)吐口の位置及び放流先の名称 (5)集水系統ブロック及び流水の方向	S = 1/500以上 ・放流先図示に必要な範囲の外周区域を包括したもの
7	計画断面図	(1)測点 (2)事業区域の境界（赤線） (3)基準線 (4)現地盤線及び計画地盤線 (5)がけ、擁壁及び排水施設の位置、形状及び記号 (6)現地盤面の段切の位置及び形状	S = 1/250以上 ・現況線は細くすること。

8	がけの断面図	(1)がけの高さ、勾配及び土質 (2)がけ面の保護の方法 (3)現地盤面	S = 1/50以上
9	防災施設の構造図	(1)擁壁の寸法、勾配及び記号 (2)擁壁の材料の種類及び寸法 (3)裏込コンクリートの品質及び寸法 (4)透水層の位置及び寸法 (5)水抜穴の位置、材料及び内径寸法 (6)基礎構造の種類及び寸法 (7)基礎地盤の土質 (8)基礎ぐいの位置、材料及び寸法 (9)擁壁を設置する前後の地盤面	S = 1/50以上 ・鉄筋コンクリート擁壁については配筋図を必要とする。
10	排水施設の構造図	開渠、暗渠、会所、落差工、吐口等の種類、寸法及び記号	S = 1/50以上
11	擁壁の構造計算書	擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定	・高さ1 m以上の鉄筋コンクリート擁壁、重力式コンクリート擁壁を設置するとき。
12	排水の流量計算書	(1)計画雨水量 (2)排水施設及び放流先水路の排水能力	・集水系統ブロック別に計算すること。
13	現況写真	カラー写真で、事業区域の状況が把握できるものを添付してください。	

(注) 各設計図書には、作成者の記名及び捺印をしてください。

IV 許可後の届出、報告等について（諸手続の説明と書類作成要領）

1. 埋立行為等の着手

(1) 埋立行為等に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に埋立行為等着手届出書を提出してください。また、埋立行為等を行なっている間は、事業区域内の公衆の見やすい場所に標識を設置しなければなりません。

(2) 施工にあたっては、以下に注意してください。

- ①着手届出書提出後、仮沈砂地、仮排水路を本工事の着手に先立って施工してください。また、本工事着手前までに仮沈砂池を完成させ、設置写真を提出してください。
- ②整地工事の最盛期は最も降雨災害の起きやすい段階であり、梅雨末期の集中豪雨や台風期の風雨のときは特に危険であることから、日頃から施設の点検整備を入念に行ってください。

(3) 着手届出書及び添付書類の作成要領

書類の名称	書類の説明、作成注意点等	備考
1 埋立行為等着手届出書 (様式第4号)	指定用紙に必要事項を記入し、署名・捺印（実印）の上提出してください。	・提出部数は、正本と副本（コピー）を各1通です。
2 実施工程表 (P. 24の資料5のとおり)	事業区域の面積が3,000㎡以上の場合は、別紙の実施工程表を着手の日から1ヶ月ごとに作成し、進捗状況を報告してください。	
3 標識の設置写真並びに設置図面	(1)カラー写真で、遠景のものと近景のものを提出してください。 (2)標識には、①許可事業者の住所・氏名、②許可年月日・許可番号、③事業区域の所在・面積、④埋立行為等の期間、⑤施工者の住所・氏名、⑥現場責任者の氏名を記載してください。 (3)標識は、縦80cm以上、横90cm以上のものを設置してください。	
4 その他市長が必要と認めるもの	市長が必要と認める図書について、その指示に従い提出してください。	

2. 土砂管理台帳の作成及び提出

(1) 埋立行為に使用された土砂について、発生場所ごとに土砂管理台帳を作成しなければなりません（1年ごとに閉鎖）。着手から完了までの期間、3ヶ月ごとに、当該3か月を経過した日（完了したときは完了の日）から起算して20日以内に、土砂管理台帳の写し及び埋立行為の状況を示す写真を提出してください。

なお、提出を受けた土砂管理台帳の写し及び埋立行為の状況を示す写真は、埋立行為が完了し、又は廃止された日の翌日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、住民の閲覧に供されます。

(2) 土砂管理台帳及び添付書類の作成要領

書類の名称	書類の説明、作成注意点等	備考
1 土砂管理台帳 (P. 24の資料 6のとおり)	土砂管理台帳には、下記の事項を記載してください。 ①許可事業者の住所・氏名 ②許可番号 ③事業区域の位置及び面積 ④埋立行為の許可の期間 ⑤現場責任者の氏名 ⑥土砂の発生場所(※1) ⑦搬入された土砂の土質区分 ⑧土砂搬入期間 ⑨搬入された土砂の総量(当該作成期間中の総量とこれまでの累計量)及び一日当たりの量	・提出部数は、1通です。 ※1 建設工事によって発生したものであるときは、その概要及び注文者と請負人の住所・氏名
2 現場写真	対象期間の末日7日以内に撮影した埋立行為の状況を示すカラー写真を添付してください。	

3. 土砂搬入計画の届出

(1) 土砂を事業区域内に搬入しようとするときは、下記①、②の場合を除いて、土砂の搬入に係る計画を作成し、当該土砂の搬入を開始する日から起算して10日前までに届け出てください。

- ① 発生土利用基準(平成18年8月10日国官技第112号及び平成18年8月10日国官総第309号及び平成18年8月10日国営計第59号 ※国土交通省のHP (<http://www.mlit.go.jp/tec/kankyuu/hasseido.html>) で見るができます。)に定める土質区分基準(P. 26～27の資料7のとおり)のうち、第1種建設発生土及び第2種建設発生土に相当する土砂の搬入であって、一建設工事当たりの搬入の総量が500㎡未満のもの
- ② 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬入

(2) 土砂搬入計画の届出書の作成要領

書類の名称	書類の説明、作成注意点等	備考
1 土砂搬入計画の届出書 (様式第5号)	指定の様式に記入し、署名・捺印(実印)の上届け出てください。	・提出部数は、正本と副本(コピー)を各1通です。

4. 水質検査の実施と報告

(1) 事業区域の面積が3,000㎡未満の埋立行為で、市長が認めるものを除いては、事業区域内で発生し、事業区域外へ排出される水の水質検査を行い、その結果を報告しなければなりません。(事業区域の面積が3,000㎡未満であっても、市長が必要と認めるときには、水質検査を行わなければなりません。)

水質検査は、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量のうちいずれかについて行ってください。また、埋立行為を開始した日から2ヶ月ごとに行い(完了の届出を行った場合にあっては、完了日より14日以内)、当該2ヶ月を経過した日から14日以内(完了の届出を行っ

た場合にあっては、完了日より30日以内)に報告してください。

※ ①生物化学的酸素要求量 (BOD)

水中の被酸化性物質を酸化するために要する酸素の量で示した水質の指標のこと。

②化学的酸素要求量 (COD)

水中のよごれ(有機物)が微生物の作用で分解される課程で使用される酸素の量で示した水質の指標のこと。

(2) さらに、(1)の検査で生物化学的酸素要求量については1ℓにつき20mgを、化学的酸素要求量については1ℓにつき40mgを超えた場合には、市長の指定する職員の立会いのもと、環境大臣が定める排水基準に係る検査方法(昭和49年環境庁告示第64号 ※この告示は環境省のHP (<http://www.env.go.jp/>) から見るすることができます。)に定める測定方法による水質検査を行わなければなりません。この環境大臣が定める検査方法による水質検査については、別に、P. 27~28(資料8)にまとめています。

(3) 水質検査の結果報告書及び添付書類の作成要領

書類の名称	書類の説明、作成注意点等	備考
1 水質検査の結果報告書	報告書の作成にあたっては、報告日、事業区域の所在、水質検査の実施日等を明記し、署名・捺印(実印)の上提出してください。	・提出部数は、1通です。
2 排水水採取した地点の位置図	縮尺1/2, 500程度の位置図と縮尺1/500程度の詳細図を提出してください。	
3 排水水の検査試料採取調書		
4 計量証明事業者が発行した計量証明書		
5 写真	カラー写真とし、排水水採取した位置及び採取の状況が分かるように撮影してください。	

5. 完了検査

(1) 埋立行為等が完了したときは、埋立行為等完了届出書を完了した日の翌日から起算して10日以内に提出してください。

検査の結果、当該埋立行為等が適合していると認められたときは、検査済証(様式第15号)が交付されます。

なお、重要な箇所等で工事写真等により確認が出来ない場合は現地で確認することがあります。また、必要な資料等の提出を求めることがあります。

(2) 完了届出書及び添付書類の作成要領

書類の名称	書類の説明、作成注意点等	備 考
1 埋立行為等完了届出書 (様式第6号)	指定用紙に必要事項を記入して、署名・捺印(実印)の上提出してください。	・提出部数は、正本と副本(コピー)を各1通です。
2 写真	<p>(1) 着手前及び完成後の状況が分かる写真(カラー写真)を用意してください(着手前と同じ方向で、同じ目標物等を入れて撮影してください)。</p> <p>(2) 施工状況が分かるよう撮影した写真を用意してください。(転圧状況、擁壁の根入又は鉄筋の配筋等、施行後に不可視となる部分については、写真で施工寸法が確認出来るよう特に注意して撮影してください。)</p> <p>(3) 黒板等に①工種、②測点、③略図、④設計寸法、⑤実施寸法を適宜記載し、被写体と共に撮影してください。</p>	<p>・写真は写真帳に入れて施工区分ごとに整理し、撮影日時、場所、施工内容等を記入してください。</p> <p>必要に応じてインデックスを付けてください。</p>

(資料6)

土 砂 管 理 台 帳

報告期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

許可事業者の住所及び氏名	
許可番号	
事業区域の位置及び面積	岡山市 外 筆 (面積 m ²)
埋立行為の許可の期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
現場責任者の氏名	

土砂の発生場所			
予定される土砂搬入期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
今回搬入された土砂の土質区分			
今回搬入された土砂の総量	m ³		
今回搬入された土砂の内訳	日 付	搬入された土砂の量	搬入された土砂の土質区分
	年 月 日	m ³	
	年 月 日	m ³	
	年 月 日	m ³	
	年 月 日	m ³	
	年 月 日	m ³	
	年 月 日	m ³	
	年 月 日	m ³	
	年 月 日	m ³	
	年 月 日	m ³	
	年 月 日	m ³	
	年 月 日	m ³	

これまで搬入された土砂の累計量	m ³
-----------------	----------------

(資料7)

土質区分基準

区分 (国土交通省令) *1)	細区分 *2), 3), 4)	コーン 指数 q _c *5) (kN/m ²)	土質材料の工学的分類*6), 7)		備考 *6)	
			大分類	中分類 土質(記号)	含水比 (地山) w _n (%)	掘削 方法
第1種建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第1種	-	礫質土	礫(G)、砂礫(GS)	-	
	第1種改良土*8)		砂質土	砂(S)、礫質砂(SG)		
第2種建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第2a種	800 以上	人工材料	改良土(I)	-	
	第2b種		礫質土	細粒分まじり礫(GF)	-	
	第2種改良土		砂質土	細粒分まじり砂(SF)	-	
第3種建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの〕	第3a種	400 以上	人工材料	改良土(I)	-	*排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。
	第3b種		砂質土	細粒分まじり砂(SF)	-	
	第3種改良土		粘性土	シルト(M)、粘土(C)	40%程度以下	
第4種建設発生土 〔粘性土及びこれに準ずるもの(第3種発生土を除く)〕	第4a種	200 以上	火山灰質粘性土	火山灰質粘性土(V)	-	*水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
			人工材料	改良土(I)	-	
	第4b種		砂質土	細粒分まじり砂(SF)	-	
			粘性土	シルト(M)、粘土(C)	40~80%程度	
泥土 *1), *9)	泥土b	200 未満	火山灰質粘性土	火山灰質粘性土(V)	-	
			有機質土	有機質土(O)	40~80%程度	
	泥土c		高有機質土(Pt)	高有機質土(Pt)	-	

*1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。

*2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。

*3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。

る。

- * 4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- * 5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーン penetrometer で測定したコーン指数（表—2 参照）。
- * 6) 計画段階（掘削前）において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系（（社）地盤工学会）と備考欄の含水比（地山）、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- * 7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mm と定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- * 8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- * 9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46 年10 月16 日 環整43 厚生省通知）
・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。（建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13 年6 月1 日 環廃産276 環境省通知）
・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第50 号、国官総第137 号、国営計第41 号、平成18 年6 月12 日）を適用するものとする。

(資料8)

環境大臣が定める検査方法による水質検査（施行規則第17条第4項）について

1. 水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づき、「排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）」が制定され、この中で排水基準が定められています。本市条例の施行規則第17条第4項の規定による水質検査とは、このうち、下記の排水基準一覧表にある各対象項目について行うものとします。水質検査は、環境大臣が定める排水基準に係る検査方法（昭和49年環境庁告示第64号）により行ってください。

水質汚濁防止法に基づく排水基準一覧表

No.	対象項目	許容限度
1	カドミウム (Cd) 及びその化合物	1ℓにつきカドミウム0.1mg
2	シアン (CN) 化合物	1ℓにつきシアン1mg
3	有機リン (O-P) 化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルネオトロン及びEPNに限る。)	1ℓにつき1mg
4	鉛 (Pb) 及びその化合物	1ℓにつき鉛0.1mg
5	六価クロム (Cr ⁶⁺) 化合物	1ℓにつき六価クロム0.5mg
6	砒素 (As) 及びその化合物	1ℓにつき砒素0.1mg
7	総水銀 (T-Hg)	1ℓにつき水銀0.005mg
8	アルキル水銀 (R-Hg) 化合物	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	1ℓにつき0.003mg
10	トリクロロエチレン	1ℓにつき0.3mg
11	テトラクロロエチレン	1ℓにつき0.1mg
12	ジクロロメタン	1ℓにつき0.2mg
13	四塩化炭素	1ℓにつき0.02mg
14	1・2 - ジクロロエタン	1ℓにつき0.04mg
15	1・1 - ジクロロエチレン	1ℓにつき0.2mg
16	シス - 1・2 - ジクロロエチレン	1ℓにつき0.4mg
17	1・1・1 - トリクロロエタン	1ℓにつき3mg
18	1・1・2 - トリクロロエタン	1ℓにつき0.06mg
19	1・3 - ジクロロプロペン	1ℓにつき0.02mg
20	チウラム	1ℓにつき0.06mg
21	シマジン	1ℓにつき0.03mg
22	チオベンカルブ	1ℓにつき0.2mg
23	ベンゼン	1ℓにつき0.1mg
24	セレン (Se) 及びその化合物	1ℓにつきセレン0.1mg
25	ほう素 (B) 及びその化合物	1ℓにつきほう素10mg

		ただし、海域に排出される場合は、1ℓにつきほう素230mg
26	ふっ素(F)及びその化合物	1ℓにつきふっ素8mg ただし、海域に排出される場合は、1ℓにつきふっ素15mg
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1ℓにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg

2. この検査は、市長の指定する職員の立会いのもと行わなければなりません。

3. 許可事業者は、この検査を行った場合、検査の結果をP. 22の表に掲げる添付資料を添えて速やかに市長に報告しなければなりません。

(参考) 法令条文抜粋

○水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)

(排水基準)

第3条 排水基準は、排出水の汚染状態(熱によるものを含む。以下同じ。)について、環境省令で定める。

2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、前条第2項第2号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

○排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)

(排水基準)

第1条 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)第3条第1項の排水基準は、同条第2項の有害物質(以下「有害物質」という。)による排出水の汚染状態については、別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については、別表第二の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

(検定方法)

(資料8)

環境大臣が定める検査方法による水質検査(施行規則第17条第4項)について

1. 水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づき、「排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)」が制定され、この中で排水基準が定められています。本市条例の施行規則第17条第4項の規定による水質検査とは、このうち、下記の排水基準一覧表にある各対象項目について

行うものとし、水質検査は、環境大臣が定める排水基準に係る検査方法（昭和49年環境庁告示第64号）により行ってください。

水質汚濁防止法に基づく排水基準一覧表

No.	対象項目	許容限度
1	カドミウム (Cd) 及びその化合物	1ℓにつきカドミウム0.1mg
2	シアン (CN) 化合物	1ℓにつきシアン1mg
3	有機リン (O-P) 化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メルピトシ及びEPNに限る。)	1ℓにつき1mg
4	鉛 (Pb) 及びその化合物	1ℓにつき鉛0.1mg
5	六価クロム (Cr ⁶⁺) 化合物	1ℓにつき六価クロム0.5mg
6	砒素 (As) 及びその化合物	1ℓにつき砒素0.1mg
7	総水銀 (T-Hg)	1ℓにつき水銀0.005mg
8	アルキル水銀 (R-Hg) 化合物	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	1ℓにつき0.003mg
10	トリクロロエチレン	1ℓにつき0.3mg
11	テトラクロロエチレン	1ℓにつき0.1mg
12	ジクロロメタン	1ℓにつき0.2mg
13	四塩化炭素	1ℓにつき0.02mg
14	1・2 - ジクロロエタン	1ℓにつき0.04mg
15	1・1 - ジクロロエチレン	1ℓにつき0.2mg
16	シス - 1・2 - ジクロロエチレン	1ℓにつき0.4mg
17	1・1・1 - トリクロロエタン	1ℓにつき3mg
18	1・1・2 - トリクロロエタン	1ℓにつき0.06mg
19	1・3 - ジクロロプロペン	1ℓにつき0.02mg
20	チウラム	1ℓにつき0.06mg
21	シマジン	1ℓにつき0.03mg
22	チオベンカルブ	1ℓにつき0.2mg
23	ベンゼン	1ℓにつき0.1mg
24	セレン (Se) 及びその化合物	1ℓにつきセレン0.1mg
25	ほう素 (B) 及びその化合物	1ℓにつきほう素10mg ただし、海域に排出される場合は、1ℓにつきほう素230mg
26	ふっ素 (F) 及びその化合物	1ℓにつきふっ素8mg ただし、海域に排出される場合は、1ℓにつきふっ素15mg

2.7	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1ℓにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg
-----	-------------------------------	--

2. この検査は、市長の指定する職員の立会いのもと行わなければなりません。

3. 許可事業者は、この検査を行った場合、検査の結果をP. 22の表に掲げる添付資料を添えて速やかに市長に報告しなければなりません。

(参考) 法令条文抜粋

○水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

（排水基準）

第3条 排水基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、前条第2項第2号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

○排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）

（排水基準）

第1条 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第3条第1項の排水基準は、同条第2項の有害物質（以下「有害物質」という。）による排出水の汚染状態については、別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については、別表第二の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

（検定方法）

第2条 前条に規定する排水基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

第2条 前条に規定する排水基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における
検出値によるものとする。

V 変更等に関する要領

1. 変更・廃止許可

(1) 埋立行為等の変更をする場合は、許可申請が必要です。原則として、以下の事項を変更する場合には変更許可が必要になりますが、申請にあたっては必ず事前にご相談ください。

- ① 事業区域の所在及びその面積
- ② 埋立行為等の目的
- ③ 埋立行為等の計画

(2) 埋立行為等を廃止する場合も許可申請が必要です。事業区域の面積を1,000㎡未満に変更するといった場合も、原則として、廃止の許可が必要になります。廃止の場合も変更許可と同様に必ず事前にご相談ください。

2. 埋立行為等変更・廃止許可申請の添付資料、設計図書について

	区 分	書 類 の 要 否	具体的な添付資料の名称等
1	変更・廃止許可申請書	○	<p>(1) 申請者印は実印で押印し、印鑑証明（申請日前3ヶ月以内のもの）を添付してください。各添付資料の申請者印もすべて実印で押印してください。印鑑証明は事前協議の段階で原本を添付してください。</p> <p>(2) 許可申請書作成要領 許可申請書の変更又は廃止のいずれかに○をしてください。</p> <p>①変更許可の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「変更内容」欄について、変更前及び変更後が比較できるよう二段書きにしてください。欄内に記載できない場合は別紙に記載してください。 ・「変更の理由」欄について、変更理由を具体的に記載してください。欄内に記載できない場合は別紙に記載してください。 <p>②廃止許可の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「廃止時の土地の状況、今後の措置」について、その概要を記載してください。詳しい状況等については、それが分かる図面を添付してもらうことになります。 ・「廃止の理由」欄について、廃止理由を具体的に記載してください。欄内に記載できない場合は別紙に記載してください。

添 付 資 料	(1) 申請者の適格要件を判断するための書類		①申請者の住民票の写し ②定款又は寄附行為の写し ③法人登記簿の謄本等 ④役員住民票の写し ⑤使用人の住民票の写し ⑥法定代理人の住民票の写し ⑦欠格要件に該当しないことを誓約する書面 ※ ①～⑥は、事前協議の段階ではコピーで結構です。許可申請時には原本を添付してください。 ※ ①～⑥は、許可申請書には申請日前3ヶ月以内に交付されたものを添付してください。
	(2) 土地の登記簿謄本等及び公図の写し	○	①事業区域内の土地の登記簿謄本又は登記事項証明書 ②隣接する土地の登記簿謄本若しくは登記事項証明書又は登記事項要約書 ③公図の写し ※ 事前協議の段階ではコピーで結構です。許可申請時には原本を添付してください。 ※ 許可申請書には申請日前3ヶ月以内に交付されたものを添付してください。
	(3) 区域の境界を明らかにする書面		①境界確定協議書 ②公共施設との境界確定協議書
	(4) 土地所有者等の同意に関する書類	○	①事業区域内の権利者の一覧表 ②土地所有者の同意書 ③権利者の同意書
	(5) 周辺住民への周知に関する書類	○	周辺住民への周知についての報告書
	(6) 埋立行為等に係る土砂の予定量を示す書類		土砂の予定量の計算書
	(7) 資金計画に関する書類		①資金計画書 ②残高証明書又は融資証明書
	(8) 申請者の資力及び信用に関する書類		①申請者の資力及び信用に関する申告書 ②個人の場合は、事業税、所得税及び固定資産税に関する納税証明書 ③法人の場合は、財務諸表並びに法人税、法人事業税及び固定資産税に関する納税証明書
	(9) 施工者の能力に関する書類		①施工者の能力に関する申告書 ②建設業法による建設業者の許可通知書の写し ③法人の場合は、登記簿謄本又は登記事項証明書
	(10) 他法令の許可等に関する書類		他法令の名称及び許可等の処分の状況並びに許可書等の写し

3 設 計 図 書	(1)位置図		
	(2)周辺状況図		
	(3)現況図		
	(4)丈量図		申請区域の面積を算出した図面
	(5)防災計画平面図	○	目的に係る施設の規模及び構造を明示した図面
	(6)排水計画平面図	○	
	(7)計画断面図		
	(8)がけの断面図		
	(9)防災施設の構造図		認定擁壁の場合は認定書の写しを添付してください。
	(10)排水施設の構造図		
	(11)擁壁の構造計算書		認定擁壁の場合は認定書の写しを添付してください。
	(12)排水の流量計算書		
	(13)現況写真	○	

(注1) ○は必ず添付しなければならない書類を示し、記載のないものは状況に応じて添付するものです。また、市長が必要と認める書類は別途提出してください。

(注2) 各添付資料及び設計図書の明示事項については、Ⅲ章「2. 申請書及び添付資料の詳細」、
「3. 設計図書の詳細」を参照してください。

3. 埋立行為等軽微変更届出書

(1) 軽微な変更には以下のようなものがあります。軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ届出が必要になります。事前に必ずご相談ください。

- ① 申請者の住所、氏名、法人にあっては代表者の氏名の変更
- ② 施工者の住所、氏名、法人にあっては代表者の氏名の変更
- ③ 埋立行為等の期間の変更
- ④ 現場責任者の氏名の変更
- ⑤ 申請者が未成年者である場合の法定代理人の住所、氏名の変更

(2) 軽微変更届出書の作成要領

区 分		内 容
軽 微 変 更 届 出 書	当初の許可年月日及び許可番号	当初の許可年月日及び許可番号を記載してください。
	変更内容	変更前及び変更後が比較できるよう二段書きしてください。欄内に記載できない場合は別紙に記載してください。
	変更理由	①申請者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名の変更
		②施工者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名の変更
		③着手から完了までの期間（工期）の変更
④現場責任者の氏名の変更		
	⑤申請者が未成年者である場合の法定代理人の住所、氏名の変	

	更
	⑥上記に掲げるもののほか、当該許可に係る埋立行為等に関する工事の計画の同一性を失わない程度の軽微な変更であり、かつ、災害の防止を図る上に支障がないと認めるもの

(注1) 届出時の構造については、技術基準に適合していること。

(注2) 届出書の内容を確認するために必要な書類の添付を求めています。

4. 埋立行為等承継届出書

(1) 次の者は、許可事業者の地位を承継します。

- ① 許可事業者に相続があった場合、その相続人
- ② 許可事業者に合併があった場合、合併後存続する法人又は合併により設立した法人
- ③ 許可事業者に分割があった場合、分割により当該許可に係る埋立行為等の全部を承継した法人

(2) 地位を承継した者は、承継の日から30日以内に、埋立行為等承継届出書にその事実を証する書面（戸籍謄本、法人の登記簿謄本等）を添付して提出しなければなりません。

VI その他

1 事前相談

埋立行為等を行う場合には、この条例の許可申請の要否についての判断が必要になりますので、必ず事前にご相談ください。ご相談にあたっては、場所、面積等が確認できる資料、現況の写真、その他判断するのに必要な資料の持参をお願いすることになります。

2 住民等への周知及び紛争防止

埋立行為等の事業概要を周辺地域の住民等に周知させ、また、近隣住民との紛争を未然に防止するとともに紛争が生じた場合は、それを解決すべく誠意をもって対応してください。

なお、調整経緯について対応書の提出を求める場合があります。

